

第1807号
令和5年2月1日

裁判所時報

発行
最高裁判所
事務総局
(毎月1日・15日発行)

(目次)

◎裁判例 1

(民事)

- 離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合において当事者が婚姻中にその双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の一部につき財産分与についての裁判をしないことは許されない

(令和3年(受) 第1115号・令和4年12月26日 第二小法廷判決 破棄差戻し)

◎最高裁判所裁判例要旨 3

(民事)

- 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）のいわゆる特例選挙区を存置する規定の適法性
- 2 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）の議員定数配分規定の適法性
- 3 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）のいわゆる特例選挙区を存置する規定の合憲性
- 4 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）の議員定数配分規定の合憲性

(令和4年(行ツ) 第78号、令和4年(行ヒ) 第79号・令和4年10月31日 第二小法廷判決 棄却)

◎記事 4

- 叙位・叙勲（11月分、死亡者のみ）
- 人事異動（1月15日、16日）
- 司法修習終了者の裁判官への任命

◎裁判所だより 5

- 「地域住民の想いと歴史が息づく裁判所」（熊本地方裁判所）

◎政令 6

- 道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令



裁判例

民事

◎離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合において当事者が婚姻中にその双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の一部につき財産分与についての裁判をしないことは許されない

件名 離婚等請求本訴、同反訴事件

最高裁判所令和3年(受)第1115号
令和4年12月26日 第二小法廷判決 破棄差戻し

上告人 X

被上告人 Y

原審 東京高等裁判所

主文

原判決中、財産分与に関する部分を破棄する。
前項の部分につき、本件を東京高等裁判所に差し戻す。

理由

上告代理人水野英樹、同玉木一成の上告受理申立て理由第1の1及び第2について

1 本件は、上告人が、本訴として、被上告人に對し、離婚を請求するとともに、これに附帯して財産分与の申立てをするなどし、被上告人が、反訴として、上告人に對し、離婚を請求するとともに、これに附帯して財産分与の申立てをするなどした事案である。

2 記録によれば、本件の経緯の概要は、次のとおりである。

(1) 第1審は、本訴及び反訴の各離婚請求をいずれも認容するなどしたほか、当事者が婚姻中にその双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の全部につき、財産分与についての裁判をした。

上記分与を求める財産には、上告人及び被上告人が婚姻後に出資して設立した医療法人の持分(以下「本件出資持分」という。)が含まれていた。

(2) これに対し、被上告人は財産分与等に関する第1審の判断に不服があるとして控訴をし、上告人は附帯控訴をした。なお、第1審判決中の離婚に関する部分に対しては、不服申立ての対象とされなかった。

3 原審は、本件出資持分は当事者双方が婚姻中にその協力によって得た財産に当たるとしながらも、要旨次のとおり判断して、本件出資持分を除いたその他の財産についてのみ、財産分与についての裁判をした。

上記医療法人が上告人に対して財産の横領等を理由に1億5767万円余の損害賠償を求める訴訟が係属中であること等に照らせば、本件出資持分については、現時点で、上告人の上記医療法人に対する貢献度を直ちに推し量り、財産分与の割合を定め、その額を定めることを相当としない特段の事情があるから、財産分与についての裁判をすることは相当ではない。

4 しかしながら、原審の上記判断は是認することができない。その理由は、次のとおりである。

民法は、協議上の離婚に伴う財産分与につき、当事者間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、当事者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができると規定し(768条2項本文)、この場合には、家庭裁判所は、当事者双方がその協力によって得た財産の額その他一切の事情を考慮して、分与をさせるべきかどうか並びに分与の額及び方法を定めると規定している(同条3項)。そして、これらの規定は、裁判上の離婚について準用されるところ(同法771条)、人事訴訟法32条1項は、裁判所は、申立てにより、離婚の訴えに係る請求を認容する判決において、財産の分与に関する処分についての裁判をしなければならないと規定している。このような民法768条3項及び人事訴訟法32条1項の文言からすれば、これらの規定は、離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合には、当事者が婚姻中にその双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の全部につき財産分与についての裁判がされることを予定しているものというべきであり、民法、人事訴訟法その他の法令中には、上記財産の一部につき財産分与についての裁判をしないことを許容する規定は存在しない。

また、離婚に伴う財産分与の制度は、当事者双方が婚姻中に有していた実質上共同の財産を清算分配すること等を目的とするものであり、財産分与については、できる限り速やかな解決が求められるものである(民法768条2項ただし書参照)。そして、人事訴訟法32条1項は、家庭裁判所が審判を行うべき事項とされている財産分与につき、手続の経済と当事者の便宜とを考慮して、離婚請求に附帯して申し立てることを認め、両者を同一の訴訟手続内で審理判断し、同時に解決することができるようしている。そうすると、当事者が婚姻中にその双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の一部につき、裁判所が財産分与についての裁判をしないことは、財産分与の制度や同項の趣旨にも沿わないものというべきである。

以上のことからすれば、離婚請求に附帯して財産分与の申立てがされた場合において、裁判所が離婚請求を認容する判決をするに当たり、当事者が婚姻中にそ

の双方の協力によって得たものとして分与を求める財産の一部につき、財産分与についての裁判をしないことは許されないものと解するのが相当である。

5 以上と異なる見解に立って、本件出資持分につき、財産分与についての裁判をしなかった原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこの趣旨をいうものとして理由があり、原判決中、財産分与に関する部分は破棄を免れない。そして、更に審理を尽くさせるため、上記部分につき本件を原審に差し戻すこととする。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 三浦 守 裁判官 草野耕一 裁判官
岡村和美 裁判官 尾島 明)

最高裁判所裁判例要旨

民事

- 1 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）のいわゆる特例選挙区を存置する規定の適法性
- 2 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）の議員定数配分規定の適法性
- 3 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）のいわゆる特例選挙区を存置する規定の合憲性
- 4 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）の議員定数配分規定の合憲性

|| 令和4年（行ツ）第78号
 令和4年（行ヒ）第79号
 令4・10・31二小判棄却
 裁判集民269号本誌1802号

- 1 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）の島部選挙区をいわゆる特例選挙区として存置する規定は、令和3年7月4日施行の東京都議会議員一般選挙当時、公職選挙法271条に違反していたものとはいえない。
- 2 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）の議員定数配分規定は、令和3年7月4日施行の東京都議会議員一般選挙当時、公職選挙法15条8項に違反していたものとはいえない。
- 3 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）の島部選挙区をいわゆる特例選挙区として存置する規定は、令和3年7月4日施行の東京都議会議員一般選挙当時、憲法14条1項等に違反していたものとはいえない。
- 4 東京都議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区における議員の数に関する条例（昭和44年東京都条例第55号）の議員定数配分規定は、令和3年7

月4日施行の東京都議会議員一般選挙当時、憲法14条1項等に違反していたものとはいえない。

記事

◎叙位・叙勲（11月分、死亡者のみ）

別紙「叙位・叙勲（令和4年11月、死亡者のみ）」
のとおり

◎人事異動

定年退官

東大阪簡易裁判所判事	仙波啓次
任期終了退官	
東京地方裁判所判事補	鷺城真由子 (以上1月15日)
東大阪簡易裁判所判事	西田眞基
名古屋簡易裁判所判事	
魚津簡易裁判所判事	宮治利幸
魚津簡易裁判所判事	
名古屋簡易裁判所判事	久保則昭 (以上1月16日)

◎司法修習終了者の裁判官への任命

東京地方裁判所判事補	篠原優斗
同	袖山佳人
同	東郷将也
同	友近仁洸
同	鳥居孟司
同	丹羽健悟
同	野本 亮
同	橋詰沙羅
同	林 信吾
同	平墳優佳
同	本郷希美
同	三井みのり
同	宮本梨容子
同	矢崎啓太
同	山㟢優介
同	鷺尾透弥
横浜地方裁判所判事補	安藤幸歩
同	井黒初音
同	柴田康平
同	関口遼介
同	安原 駿
さいたま地方裁判所判事補	志村塔子
同	高橋 粒
同	山本奈央
千葉地方裁判所判事補	中村大樹

同	中村日向子
同	坊 直徹
同	松岡弘道
水戸地方裁判所判事補	福岡歳朗
宇都宮地方裁判所判事補	加藤潤也
同	小島惇史
前橋地方裁判所判事補	小川 梢
同	藤井貴洋
同	南 里紗子
大阪地方裁判所判事補	上寺紗也佳
同	黒川真吾
同	高矢輝乃
同	田崎里歩
同	土肥大致
同	堀田らな
同	吉田 純
京都地方裁判所判事補	尾崎晴菜
同	中谷 洪
同	法花義与
神戸地方裁判所判事補	小林郁也
同	齋藤あき
同	白浜菜央
奈良地方裁判所判事補	石丸貴大
大津地方裁判所判事補	高橋 唯
名古屋地方裁判所判事補	荒田航希
同	境 歩美
同	関和寛史
同	中村憧子
津地方裁判所判事補	後藤寛樹
岐阜地方裁判所判事補	安藤大祐
同	小林昂平
福井地方裁判所判事補	田中宏明
金沢地方裁判所判事補	野原 順
富山地方裁判所判事補	相島圭介
広島地方裁判所判事補	豊田ののか
岡山地方裁判所判事補	工藤光大
同	杉浦一輝
福岡地方裁判所判事補	荒木克仁
同	中元隆太
大分地方裁判所判事補	小野あゆみ
熊本地方裁判所判事補	若松亮太
仙台地方裁判所判事補	高橋祐梨子
福島地方裁判所判事補	小沼友美
盛岡地方裁判所判事補	猪狩翔太郎
札幌地方裁判所判事補	木下 颯
同	小町勇祈
同	小松美緒
同	畠中胡春
高松地方裁判所判事補	伊勢若菜
徳島地方裁判所判事補	春貴 隆

(以上1月16日)

◎裁判所だより

「地域住民の想いと歴史が息づく裁判所」

(熊本地方裁判所)

熊本地方裁判所は、庁舎南側から熊本のシンボル、熊本城を望むことができる高台にある。正門を入ると真正面に悠然と佇む赤煉瓦造りの保存庁舎（旧庁舎の一部、写真左）があり、その隣に鉄筋コンクリート造りの現在の庁舎（本館、写真右）がある。



(写真は、熊本地方裁判所旧庁舎（左）及び現庁舎（右）)

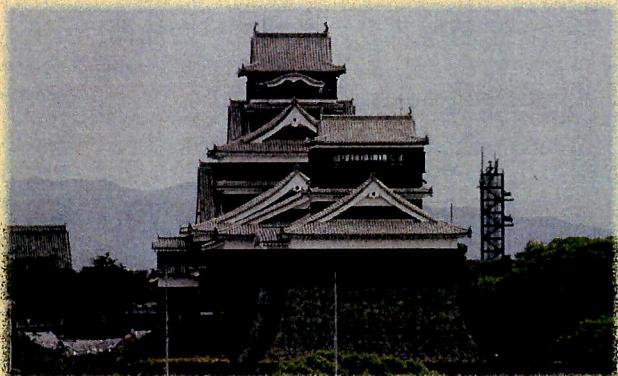
明治41年に竣工した旧庁舎は、赤煉瓦を、正面はドイツ積み（小口積み）により、側面・背面はオランダ積みにより建造された明治風赤レンガ造りの美しい庁舎であった。現在の庁舎を新営するにあたり、全て取り壊す予定であったが、県民や市民による熱心な保存運動により、一部が保存庁舎として残された。保存運動では、陳情書の提出や署名活動が行われ、国会でも取り上げられたほか、熊本大学の学生が連日訪れ、旧庁舎と新庁舎の共存するイラストを描いた学生もいた。

保存された旧庁舎に沿うようにして、昭和53年に竣工されたのが、現在の庁舎（本館）であり、平成19年に別館が竣工された。一世紀を超える歴史を刻む「保存庁舎」を3方から見守るような配置になっており、本館庁舎東側からは阿蘇連山を望むこともできる。

平成28年4月、熊本県民にとって忘ることのできない出来事が起こった。前震、本震と呼ばれる二度の激しい揺れが襲った「熊本地震」である。熊本はかつてないほどの被害を受け、熊本城は、天守閣や石垣の倒壊など甚大な被害に、熊本地方裁判所も、ライフラインが断絶し、庁舎内壁に亀裂が生じ、照明が落下するなどの被害に遭った。余震も続き、4月14日（木）の前震から21日（木）までの地震回数は25

63回を数えるものであった。その中で、熊本地方裁判所では、本震直後から避難を求める近隣住民の方に庁舎を開放し、最大で一時約260名を受け入れた。断水の中、1階と2階のフロアを住民に開放し、職員は、自らも被災者であるにもかかわらず、毛布や水、食料を提供し、ゴミや簡易トイレの処理をするなど、献身的に住民のケアをした。後に、避難住民から多数の御礼の手紙や葉書が届き、地元自治会からは感謝状が贈られた。

熊本地方裁判所は、旧庁舎の保存、熊本地震における住民の受入れなど、地域住民に寄り添いながら、国民から負託された司法権を行使する紛争解決機関としての役割を誠実に果たしてきた。そして、国民の期待と信頼に応え、国民から親しまれる存在として今なお歴史を刻み続けている。



(写真は、熊本城)

政

◎道路交通法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

(令和四年一二月二三日公布 政令第三九〇号)

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十二号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律の施行期日は、令和五年四月一日とする。

令



(別紙)

叙 位 ・ 叙 勲 (令和4年11月、死亡者のみ)

元東京高等裁判所判事	渡 邊 等	11. 4	従三位
元松山地方裁判所事務局長	高 岡 壽 夫	11. 6	正五位
元新潟検察審査会事務局長	野 寄 定 義	11. 9	従五位
元東京高等裁判所判事	鈴 木 健 太	11. 10	従三位
元日本弁護士連合会理事	西 平 守 儀	11. 13	従五位
元佐賀家庭裁判所首席書記官	大 塚 陽 彦	11. 18	従五位 瑞双
元最高裁判所司法研修所教官	松 井 清 旭	11. 19	従五位
元松江地方裁判所事務局長	江 戸 光 德	11. 26	正五位